

## ご使用規約

### 第1条 (契約の目的)

お客さまは、本規約内容を承諾の上、サービス提供者との間で、商品（商品名：家庭用電解水素水生成器 「MINE（マイン）HU-77」 製造販売元：株式会社 OSG コーポレーション（以下、「商品」と言います。)) を一定期間有料で使用することを目的とし、以下のとおり契約（以下、「本契約」と言います。）を締結することとします。なお、本ご使用規約におきまして「サービス提供者」とは、お客さまと本契約を締結する他方当事者を指します。

### 第2条 (契約の要件・クレジットカード他による支払)

1. 本契約は、お客さまが、サービス提供者が承認したクレジットカード会社が発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の会員規約に基づき支払いを行うこととします。
2. 本契約の申込書の名義人と、クレジットカードの名義人は同一であることを条件とします。
3. お客さまよりサービス提供者に対して本契約解除の申し出がない限り、契約期間終了まで継続して、クレジットカードによる支払をしていただきます。
4. サービス提供者により、クレジットカード以外の支払い方法がありますので、サービス提供者が指定する方法による支払いとします。

### 第3条 (契約の成立)

1. 本契約は、お客さまが本契約の申込み（お客さまの氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス等の情報(以下「個人情報」といいます)を提供頂いたのちに、上記クレジットカード会社がクレジットの申込みを承諾した日（これをクレジットカード会社による承認番号を発行した日という）において、サービス提供者の総合審査を経て契約成立となります。従いまして、サービス提供者の都合によりお断りすることがあります。
2. お客さまは、商品の引渡しを受けた日より、商品を使用することができます。
3. 商品の所有権及び一切の知的財産権は、サービス提供者に留保されます。

### 第4条 (契約期間)

1. 契約期間は、商品の引き渡しを受けた日より開始し、支払いは翌月 1 日より開始されません。
2. 本契約の期間は 36 か月とします。それ以降についてもご使用を継続いただけます。
3. 契約解除後、1 年間は契約をすることはできません。
4. 商品のご利用は、36 か月経過後も継続利用できますが、商品お引渡し日から 84 ヶ月（7 年）をもって終了します。ご利用期間中は月額利用料金が発生します。84 ヶ月経過後に継続利用を希望される場合は、商品本体の更新および再契約が必要となります。

## 第5条（使用料金及び支払い方法）

1. お客さまは、サービス提供者に対して毎月一定金額 3,500 円（税別）を使用料金として支払うものとし、その支払い方法は、クレジットカード又はその他サービス提供者が指定する方法による支払いとします。クレジットカードの支払日は、クレジットカード会社の会員規約による日の決済となります。
2. この使用料金には、商品の使用及び1年毎の定期交換のカートリッジの価格が含まれています。その他の消耗品（切換コック・ホース等付属品）や、使用状況などにより早期に交換ランプが点灯し、1年毎の定期交換によらずにカートリッジ交換が必要な場合（第9条の2項参照）は、別途有償になります。
3. 契約日の翌月1日よりご使用料金をお支払いいただきます。

## 第6条（商品の配送と設置料金）

1. 商品の配送は国内宅配便会社の規定（料金を含む）に沿い、別途料金がかかります。
2. 商品設置の際、別途設置料金がかかります。
3. これらの料金もクレジットカード会社からの請求により支払うものとなります。
4. 商品の設置を完了しますと、設置料金はいかなる場合にもお客さまに返還することはありません。

## 第7条（商品の使用）

1. お客さまは商品の使用を申し込まれた住所のみ（日本国内）で使用するものとします。
2. 商品は、家庭でのみ使用するものとし、業務用として使用することはできません。
3. 商品は、水道水（水道法の飲用適合する水）以外では使用しないでください。
4. 商品は、取扱説明書に従って使用してください。

## 第8条（商品のお引渡しと稼働確認）

1. お客さまのご指定の場所に商品をお届けします。
2. 商品は、サービス提供者により設置をおこないますので、その場において商品が正常に稼働することを確認ください。この稼働確認をされましたことにより、商品は正常な状態で引渡しされたこととなります。万一、商品に隠れた瑕疵が見つかりました場合には、直ちにサービス提供者へお申し出ください。

## 第9条（商品の使用と保管と管理について）

1. お客さまは、善良な管理者の注意をもって使用、保管、管理するものとします。
2. 1年毎のカートリッジ定期交換は、使用料金に含まれる為、無償で交換となります（以下「無償交換権利」といいます）。無償交換権利は設置月の翌月を1ヶ月目として起算し11ヶ月後の15日に1回分付与されるものとします。無償交換権利の保有数が0回の場合であっても、無償交換権利の付与日が間近に到来する場合等、サービス提供者が認めた場合に限り、1回を上限として無償交換を行うことがあります。なお、無償交換権利の保有数がマイナス1回（前倒しで1回分を使用済み）の場合には、無償交換は認

められず、カートリッジ交換はすべて有償とします。

3. お客さまは、商品を第7条の規定に沿って使用するものとし、これに違反した使用による故障等の損害が発生した場合、サービス提供者は一切の責任を負いません。

#### 第10条（商品譲渡等の禁止）

1. お客さまは、商品を他人に譲渡することはもちろん、商品に質権設定その他一切の権利を設定することはできません。
2. お客さまは、商品を他人への転貸、占有させることはできません。また、商品に改造改変を加えたり、リバースエンジニアリングをすることもできません。

#### 第11条（商品の滅失、毀損等の負担）

1. お客さまが、商品を滅失、毀損した場合には、サービス提供者に対して、商品の修理代金相当額を損害賠償していただくこととなります。
2. この商品の使用料には動産保険は含んでおりません（この商品の使用料には動産保険はセットになっておりません）のでこの商品は動産保険の対象とはなっていませんから損害保険による損失補填はできません。

#### 第12条（中途解約）

1. 本契約成立後お客さまのご都合により、契約期間中（第4条2項36カ月）に中途解約する場合は、お客様からサービス提供者へご連絡いただき、商品を返却いただきます。
2. 中途解約の場合、使用料金は解約申し出月分まで支払うこととなります。（この場合、解約日に関係なく解約の申し出月1ヶ月分を頂戴します。解約料は、一括で下記の料金を支払っていただきます。

#### 記

\*解約料は、

契約開始から、12カ月以内	68,400円
13カ月から、24カ月以内	45,600円
25カ月から、36カ月以内	22,800円

3. お客さまご利用のクレジットカードが無効その他の理由によりご決済できない状態となり、残りの契約期間の使用料金が支払えなくなった場合も前2項と同様の清算（商品の返却および解約料のお支払い）となります。
4. 本契約が訪問販売その他の特定商取引法に定める取引形態に該当する場合、お客さまは、法令に基づき、書面または電磁的記録により契約内容の通知を受けた日から8日以内であれば、理由を問わず契約を解除（クーリングオフ）することができます。

#### 第13条（期限の利益喪失）

お客様が次の各号いずれかのひとつに該当することが発生した場合には、サービス提供

者は催告することなく、この本契約を解除することができます。この場合には、未払いの使用料金、残り期間の使用料金等その他一切の金銭債務を一括して支払っていただくこととなります。

- (1) お客様が使用料金、その他の支払いを2回以上遅延したとき。
- (2) お客様が本契約条項にひとつでも違反したとき、違反する恐れがあるとき。
- (3) お客様が自己破産、民事再生手続き、その他これに類する法的な申し立てをしたとき。
- (4) クレジットカードが無効となったとき、カード会員でなくなったとき。
- (5) その他、前各号に準ずるとき。

#### **第14条（商品の返却）**

1. 契約期間の満了時の商品の返却手数料は無償とします。
2. 中途解約、契約解除、その他の理由で本契約を終了する場合の商品の返却手数料（商品の取外し、送料等）は、お客様負担とし、サービス提供者の指定する方法で商品を返却することとします。

#### **第15条（ソフトウェア複製の禁止）**

お客様は、商品の全部又は一部を構成するソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」という）に関し、以下の行為は禁止されます。

- (1) 有償無償を問わず、ソフトウェアを第三者へ譲渡・貸与、又は再使用权の設定を行うこと。
- (2) ソフトウェアを商品以外のものに利用すること。
- (3) ソフトウェアを複製すること。
- (4) ソフトウェアを変更又は改造すること。
- (5) ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたはアセンブルすること。

#### **第16条（支払遅延損害金）**

お客様が、本契約による使用料金の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日より完済日までの期間に応じて、年率14.5%の割合による支払遅延損害金を支払うこととなります。

#### **第17条（商品への保守サービス）**

1. サービス提供者は、契約期間中にお客様の責めによらない事由により、商品に機能的・性能的障害が発生した場合、サービス提供者は、合理的な範囲で商品の補修、又は商品の取替えを無償で行うこととします。
2. お客様の不注意による場合など例えば以下の各場合には、実費をいただくこととなります。
  - (1) 消耗品、付属品の紛失
  - (2) 動物、ペット等による不具合
  - (3) お客様の故意または過失で損傷した場合

- (4) 設置場所が不適切な場合、移設、設置時に損傷した場合
- (5) 業務用に使用された場合
- (6) その他、商品の取扱説明書にそって使用するものとし、取扱説明書に記載のない使用による故障等の損害が発生した場合

## 第 18 条（通知義務）

1. お客様の住所、氏名、電話番号、クレジットカード番号等のサービス提供者へ届け出た事項に変更があった場合には、速やかに届け出てください。
2. クレジットカード会社に届け出た事項に変更が生じた場合において、以下の二点についてはクレジットカード会社からサービス提供者が情報変更の通知をうけることを予めご承知おきください。
  - (1) サービス提供者に届け出たクレジットカードの会員資格を喪失した場合。
  - (2) カード紛失等により、同上のクレジットカードの番号が変更となった場合。前項の届出がなかったことで、お客様が不利益をこうむったとしても、サービス提供者は一切の責任を負いません。

## 第 19 条（個人情報の管理及び同意）

1. お客様は、契約申込時に記入されたお客様情報(以下「個人情報」という)の提供及び登録に関し、以下のとおり同意いただきます。
  - (1) サービス提供者が、この契約条項に基づく、業務を受注するかどうかの判断をするための材料として使用すること。及び、契約期間中の債権管理業務として利用すること。
  - (2) サービス提供者が、お客様さまの支払能力の調査のために、当該機関に照会すること。及び当該機関の登録されている情報を利用すること。
  - (3) サービス提供者が、本契約に関する業務に必要な情報、及び新製品のご案内を「個人情報の取り扱い」に定める範囲で提供すること。
2. 当社は、以下のとおり、お客様の個人情報を共同利用することがあります。
  - (1) 共同利用者の範囲
    - ・ 株式会社 OSG コーポレーション
    - ・ 本契約に基づく商品の提供・設置・保守等の業務を行う、お客様が契約された契約店（契約店の名称は契約時の画面またはマイページにてご確認ください）
  - (2) 共同利用される個人情報の項目  
氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日、性別、契約内容、利用状況、支払状況その他契約に関する情報
  - (3) 共同利用の目的  
商品・サービスの提供、商品の配送・設置、保守・サポート業務、請求・債権管理、新商品・サービスの案内、契約内容の確認、その他本契約の遂行に必要な業務のため
  - (4) 個人情報の管理責任者  
サービス提供者

## 第 20 条（損害賠償）

お客さまが本契約の第 7 条（商品の使用）、第 10 条（商品の譲渡等の禁止）その他本契約上の義務に違反し、サービス提供者に損害を発生させた場合には、当該損害を賠償していただきます。

## 第 21 条（商品確認への協力）

サービス提供者は、お客さまのもとに設置している商品の現況その他の確認をする合理的な必要があるときは、お客さまに対し当該商品の現況その他の確認についての協力を求めることができるものとし、お客さまはサービス提供者から本条に基づく協力の要請があった場合には、協力するものとします。

## 第 22 条（本規約の改定）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合に限り、本規約を変更することができます。
  - (1) 規約の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。
  - (2) 規約の変更が、契約の目的に反せず、かつ変更の必要性・内容の相当性その他の事情に照らして合理的であるとき。
2. 当社は、規約を変更する場合、当社ウェブサイトまたはマイページへの掲示、その他当社が適当と認める方法により、事前に周知します。
3. お客さまが、変更後の規約の効力発生日以降に本サービスを利用した場合、変更後の規約に同意したものとみなします。

## 第 23 条（管轄裁判所）

本契約に関する全ての係争について、サービス提供者の本社所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定日 2021 年 11 月 1 日

改定日 2026 年 5 月 1 日